



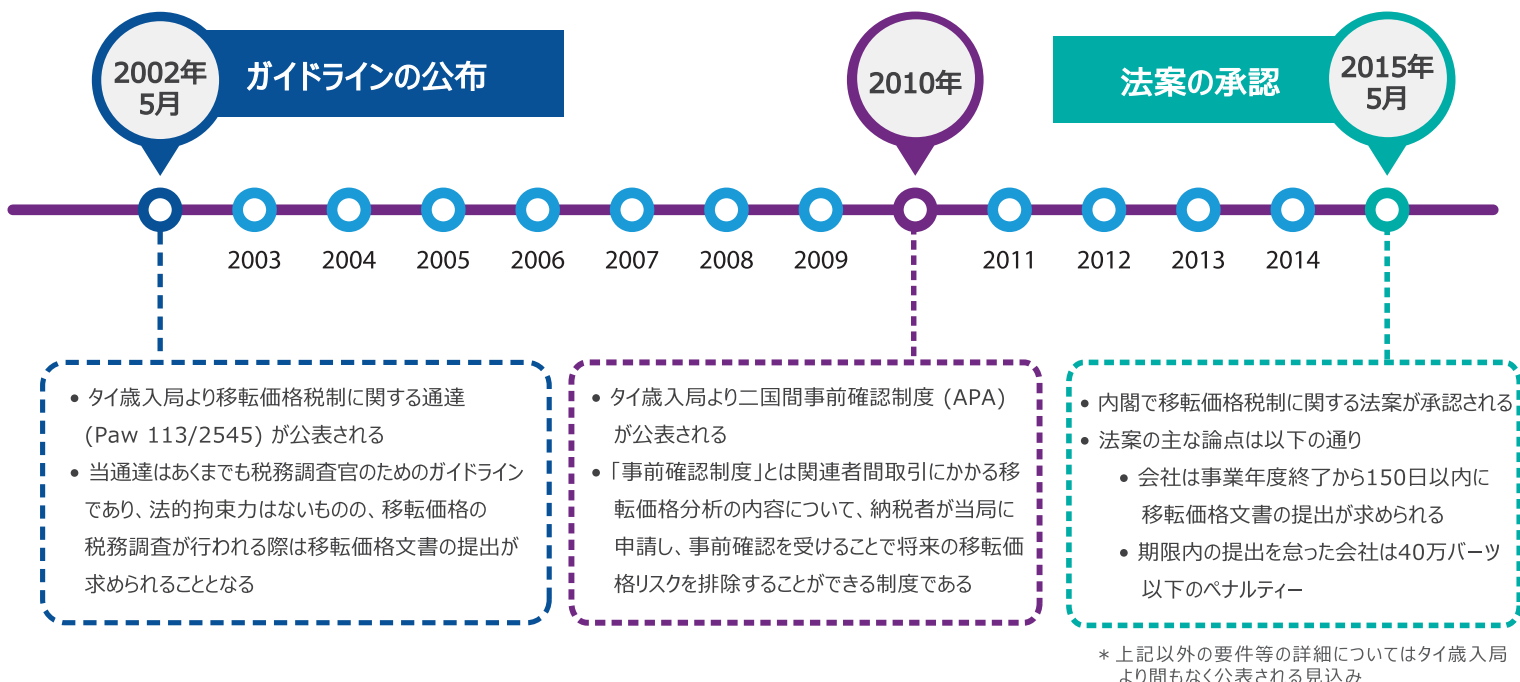
タイにおける 移転価格税制

移転価格文書義務化への対応

KPMG in Thailand

移転価格文書義務化への対応

2015年5月に内閣で承認された移転価格税制の法案が2016年9月国民立法議会へ提出されました。法令で承認され次第、移転価格文書の提出が義務化されます。



会社への影響



移転価格文書作成の義務化



文書作成による事務負担の増加



文書提出を怠った場合のペナルティー発生



毎年の文書アップデートによる移転価格ポリシーの見直し

タイにおける移転価格に関する税務調査の最新動向



移転価格に関する税務調査は指摘内容次第では多額の追徴税及びペナルティーを課されることが多いため、歳入局もより注目すべき論点と考え、その税務調査は近年増加の一途を辿っています。源泉税や付加価値税の還付請求時において最も多い指摘事項は関連会社間の取引価格についてです。



以前は中央の国税局に相当するLarge Tax Office (LTO) のみが移転価格税務調査を実施していましたが、近年では調査官を増員し所轄税務署においても移転価格に関する調査が実施されています。

調査対象になりやすいケース

- 過去3年で赤字年度がある
- 継続的に利益率が低い
- 利益率のブレ幅が大きい
- 関連会社に対し多額のロイヤリティやサービスフィーを支払っている
- BOI*プロジェクト(免税事業)の利益率とNon-BOIプロジェクト(課税対象事業)の利益率が大きく異なる
- 関連会社向け取引と非関連者向け取引の利益率が大きく異なる
- 移転価格文書の準備が出来ていない

*The Board of Investment of Thailand (タイ投資委員会)

移転価格文書義務化に向けてKPMGからのご提案



3年周期による移転価格文書作成の実行

初年度－タイ歳入局及びBEPSルールに準拠した移転価格文書作成（ベンチマーク企業選定を含む）

2年目、3年目－初年度文書のアップデート及び移転価格ポリシーの見直し

中長期的移転価格リスク対応及びプランニングを目的とし、2年目以降の作業量の削減が可能となり、継続的なサポートを目指します



単年度移転価格文書作成

タイ歳入局及びBEPSルールに準拠した移転価格文書作成（ベンチマーク企業選定を含む）



ベンチマークスタディーレポート

新法案施行前にベンチマーク企業選定のレポートのみ作成



移転価格リスクレビュー

移転価格リスクの把握を目的とし関連者間取引のうち移転価格税制上問題となりそうな取引を抽出し、独立企業間価格の算定を行うとともに、現状の取引価格との差額（更正リスク金額）の数量化を行います。

移転価格文書化サポート

タイ税務当局が推奨する独立企業間価格算定プロセス及びBEPSプロジェクトのローカルファイルに対応した移転価格文書化のサポートを行います。

移転価格ポリシー・プランニングサポート

事業モデルに則した移転価格ポリシーの策定や実行に向けてのサポートを行います。

ベンチマークレポート作成

移転価格文書化の重要なパートである類似企業との利益率比較を目的としたベンチマークレポートの作成を行います。

移転価格税務調査対応

移転価格に関わる税務調査に際して、タイ税務当局との折衝にあたり提出書類のレビュー、回答書作成アドバイス、面談の立会い・交渉等のサポートを行います。

(二国間)事前確認(“APA”)、相互協議(“MAP”)

移転価格については、APAやMAP等政府間協議が必要な場合があります。そのような場合に、申請から各国課税当局との折衝にあたり、KPMGのグローバルネットワークを生かし、日本本社・タイ子会社両国においてサポートを行います。

KPMG
による移転価格
サービス

連絡先



Santana Saksudhayakom
Tax Advisor

1977年タイ歳入局に入所。
2011年までHead of Large Taxpayers Supervision Team,
Head of Transfer Pricing Audit, Head of APA working teamを歴
任、タイ歳入局における移転価格の第一人者として活躍。
退官後、2012年より税務調査及び二国間事前確認(APA)のアドバ
イザーとしてKPMG/バンコク事務所移転価格部門に参画。

T : + 662 - 677 - 2421
E : santana@kpmg.co.th



Abhisit Pinmaneeekul
Tax Partner

2002年より移転価格関係の業務に従事。その間シンガポールでの
業務も経験しており、各国の移転価格制度に精通。2010年KPMG
バンコク事務所に入所し、その年適用が開始された二国間事前確
認(APA)について複数の案件成立に関与。現在移転価格チームの
パートナーとして、日系企業を中心にその他多国籍企業およびタ
イの大手企業等幅広いクライアントに対し、税務調査や移転価格
文書化のサポートに従事。

T : + 662 - 677 - 2470
E : abhisit@kpmg.co.th



伊藤 進 (日本国税理士)
アソシエイト ディレクター

2003年KPMG Japan 税務部門 (現KPMG税理士法人) に入所。
日本国内において、数多くの外資系企業における税務コンプラ
イアンス及び、税務アドバイザー業務に従事。2009年より
KPMG/バンコク事務所税務・法務部門の一員として300以上の日
系企業の税務業務をサポート。2012年よりKPMGインド(デリー)
にて税務・法務部門の一員として駐在。2014年再びバンコク事
務所に赴任。日系企業向けに移転価格を中心に税務・法務を幅
広くサポート。

T : + 662 - 677 - 2447
E : sito1@kpmg.co.th



小山 寛臣 (KPMG税理士法人)
シニア アソシエイト

タイ国チュラロンコーン大学の修士課程において国際ビジネス
法を学び、法学修士号を取得。日系製造業へ入社後、2014年KPMG
バンコク事務所に入所。税務・法務部門の一員として日系クライ
アントに対する進出支援や移転価格をはじめとする税務サポート
業務に従事。2016年4月より、KPMG税理士法人(東京)に出向。
国際事業アドバイザー部門(移転価格部門)に所属し、二国間
事前確認(APA)案件、BEPS対応案件、移転価格文書の整備、移
転価格ポリシー策定プロジェクトなど、多数の案件に関与。

T : + 81 - 3 - 6229 - 8460
E : Hiroomi.Koyama@jp.kpmg.com



Benjamas Kullakattimas
Head of Tax

T : + 662 - 677 - 2426
E : benjamas@kpmg.co.th

代表連絡先 (日本語)

gjp-marketing@kpmg.co.th
+66 - 2 - 677 - 2383



www.kpmg.co.th

STAY CONNECTED >>>



Twitter : @KPMG_TH
Facebook : facebook.com / KPMGinThailand
YouTube : youtube.com / KPMGinThailand

© 2016 KPMG Phoomchai Tax Ltd., a Thai limited liability company and a member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All right reserved. Printed in Thailand

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG international.